

24. 基準日設定（4）

<b>株式の分割に関する基準日設定公告</b>	
株主各位	平成〇〇年〇月〇〇日 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇番地〇
	<b>〇〇〇〇〇〇〇株式会社</b>
	代表取締役社長 〇山〇夫
平成〇〇年〇月〇〇日開催の当社取締役会において、平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）付をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。	
つきましては、この株式の分割により株式の割り当てを受ける権利の基準日を平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）と定めましてので公告いたします。	
以 上	
<b>株式の分割に関するお知らせおよびご注意</b>	
1. 平成〇〇年〇月〇〇日（〇曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、口座管理機関（証券会社等）の振替口座簿に記録されることとなります。	
2. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成〇〇年〇月下旬にお届けご住所にお送り申し上げます。	
3. 住所変更等の届出未済の方は、速やかに口座を開設されている口座管理機関にお問い合わせください。特別口座に記録された株式に関する手続きにつきましては、下記特別口座の口座管理機関にお問い合わせください。	
特別口座の口座管理機関	〇〇信託銀行株式会社
連 絡 先	〒000-0000 東京都〇〇区〇〇丁目〇番地〇 〇〇信託銀行 証券代行部 電話：0120-000-000

基準日設定 / 3段4割 / 全国版：1,710,000円